

カードローンしんきんシルバーきゃっする

平成25年4月22日現在

商 品 名	カードローンしんきんシルバーきゃっする
ご利用いただける方	<p>当金庫が適当と認め、次の条件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫会員もしくは会員資格を有する方 ・契約時の年齢が満60歳以上69歳以下で安定した収入がある方 ・以下のいずれかの年金（老齢・遺族）を受給している方 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金（船員年金を含む） 国民年金 共済年金（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合等） 厚生年金基金 ・当金庫内で既に信金ギャランティ株式会社保証付カードローンの契約がない方（本商品による借換の場合を除く） ・信金ギャランティ株式会社の保証が受けられる個人
資金使途	自由（但し、事業性資金を除く）
貸越極度額	50万円以内（10万円刻み）
ご利用期間	1年（自動更新）
貸越利率	14.6%（保証料込）
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算
ご返済方法	毎月10,000円 ※毎月のご返済に加えて、任意のご返済も可能です
保証人・担保	不要
途上審査	新規契約から一定期間経過後、当金庫及び信金ギャランティ株式会社の審査により相当と認められた場合は、契約極度額を上限として利用限度額を増減させていただく場合があります。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。